

## 改訂SNAの基本的勘定構造

金丸, 哲  
鹿児島大学法文学部 : 助教授

<https://doi.org/10.15017/4493035>

---

出版情報 : 経済学研究. 57 (5/6), pp.33-52, 1992-09-10. 九州大学経済学会  
バージョン :  
権利関係 :



# 改訂 SNA の基本的勘定構造

金 丸 哲

## 目 次

### はじめに

#### I. 改訂 SNA の特徴と基本的勘定

##### §1 改訂 SNA の特徴

##### §2 改訂 SNA の基本的勘定

#### II. 改訂 SNA の勘定構造

##### §1 財貨・サービス勘定

##### §2 経常勘定

### はじめに

SNA のオリジナル版は、1953年国連によって出版された、A System of National Accounts and Supporting Tables をさすが、現在、新 SNA という名称で呼ばれている国民経済計算体系は、1968年同じく国連によって出版された A System of National Accounts を意味する（以後68SNA と呼ぶことにする）。68SNA は、一国の生産、消費、蓄積活動の経済循環を表示する標準方式として西側諸国で広く採用され、国民経済計算方式の中心体系として今日にいたっている<sup>1)</sup>。しかしながら、公刊以来20年以上の経過による社会的、経済的条件の変化あるいは68SNA 体系が所有する弊害の是正を求めて、各国から68SNA 改訂を求める要求が生じてくるのは当然のことである。これを受けて、国連統計局、OECD 統計局、EC 統計局等の国際機関の協力のもとに、68SNA の改訂作業が1993年

をめどに進められているが、このほど1990年2月に第1次草稿である Revised Systems of National Accounts: Preliminary Draft Chapters が国連により出版され、その内容が周知されるようになった<sup>2)</sup>。1993年公刊予定の SNA は、68年に引続き2回目の主要な改訂と云うことになるが、さきに述べた国際機関の手により68SNA の改訂作業が実質的に開始されるのは1983年以降のことで、その後ワーキンググループの会合あるいは国際所得国富学会 (International Association for Research in Income and Wealth: IARIW) 等の国際会議で SNA 改訂が議論されるようになった<sup>3)4)</sup>。したがっておよそ10年の期間を費やして68SNA の改訂が行われることになる<sup>5)</sup>。

本稿は、改訂 SNA の基本構造を記述してい

- 1) 国民経済計算体系は、SNA のほかに、かつての社会主義国で採用されていた物財バランスシステム (Material Product System: MPS)、EC の国民経済計算体系 (European System of Integrated Economic Accounts: ESA)、フランス国民経済計算体系 (Système élargi de comptabilité nationale: SECN) が存在する。今回の改訂では、これらの SNA のライバルともいえる体系が、改訂 SNA に大きな影響を及ぼしている。
- 2) 以後、この第1次草稿をドラフトと呼び、第1次草稿、1993年公刊予定の SNA 双方を意味するときは改訂 SNA と呼ぶ。
- 3) 倉林 [2] 246-249ページ。
- 4) 1982年の専門家会議に Ruggles [4] の報告書が提出され、この報告書を基礎に SNA の改訂作業が進められる。
- 5) 68SNA の改訂経過については、倉林 [2] 及び United Nations [8] 参照。

るドラフト第2章体系の展望を紹介・検討し、主として、改訂SNAの基本的勘定構造を68SNAと対比しながら考察するものである。ドラフトの経済循環を表示する主要な表示形式は2.5統合経済勘定 (integrated economic accounts for the nation) であるが、本稿では、あえてそれに対応する国民勘定行列を作成して、統合経済勘定と並列的に説明が行われる。I. では、68SNAと比較した場合の改訂SNAの特徴を明らかにし、II. では、統合経済勘定と国民勘定行列に基づき、改訂SNAの基本的勘定構造について詳細に吟味する<sup>6)</sup>。

## I. 改訂SNAの特徴と基本的勘定

### §1 改訂SNAの特徴

ここでは、主として改訂SNAの勘定構造上の特徴点と思われるものを列挙するが、その手がかりとして、次のものを考える：(1)ドラフト第1章で述べられている改訂理由、(2)68SNAの同じく第1章で記述されている、新体系の将来の展望と課題。(2)は、68SNAにおいてこれから取り組むべき将来の課題が検討されているが、ここではその課題が今回の改訂SNAにどの様に反映されているか簡単にサーベイする。すなわち、(1)の改訂理由と(2)の68SNAのこれからの課題を参考にして、改訂SNAの特徴を考える。

6) 本稿は、改訂SNAの基本的勘定構造を検討するものであるが、個別的勘定については、財貨・サービス勘定、経常勘定の説明に限定した。蓄積勘定、ストック勘定、活動勘定及びサテライト勘定に関しては稿を改めて述べたい。さらに引き続いて、制度部門、取引の具体的内容を詳細に検討する必要がある。

## [1] SNAの改訂理由

ドラフトには、68SNAの改訂理由として、次の3点があげられている<sup>7)</sup>。① 68SNAを更新する必要性。② 68SNAを明確に単純化する必要性。③ 68SNAと関連した統計システムを調和させる必要性。①の理由は、1968年以来20年以上の期間が経過し、その間生じた社会的経済的变化に適応するために、システムを変更させる必要性が生じた、というものである。具体的な例としては、金融市場の変化、付加価値税の導入、インフレーション問題等があげられている。②については、68SNAの複雑な手続きを修正する必要がある、③ではSNAは、経済統計の中心をなす包括的システムであるので、他の国際的統計システム、例えば国際収支表、金融統計あるいは労働統計等との概念、定義、分類に関して調和がはからる、と述べられている。

## [2] 68SNAにおいて残された課題

68SNAの第1章の新体系と将来の展望の箇所、将来の課題が設定されているが、その内容は以下のものである。(1)国民貸借対照表及び部門別貸借対照表、(2)不変価格表示、(3)所得、消費及び富の分配に関する統計、(4)体系の精緻化、(5)地域勘定、(6)人口のフロー及びストック、(7)投入の機能別分類、(8)経常支出と資本支出との境界<sup>8)</sup>。

(1)に関して68SNAでは具体的記述はなかったが、改訂SNA第11章貸借対照表と正味資産において議論が行われている。(2)は、改訂SNA第12章価格及び数量測定値で述べられる

7) United Nations [9] (Chapter I) pp. 3-4.

8) United Nations [6] pp. 14-15参照。またこの8つの項目のうち、68SNA出版当時において、(1)~(4)は既に相当研究が進んでいる項目。(5)、(6)は予備的討議の域をでない項目、(7)、(8)はまだほとんど討議されていないテーマである。

が、この分野は、国連と EC により、International Comparison Project (ICP) として定期的に公表されている。(4) に関しては、前項の改訂理由の 3 番目にあげられている項目に対応するもので、他の国際的統計との調整が今回の改訂 SNA では精力的にはかかられている。

(5) は 68SNA 出版の段階では、地域レベルでの経済循環を表示する勘定体系の必要性は認められてはいたが、他の問題との相対的重要性を考慮すると当時高い優先順位を与えられていなかったテーマである。しかしながらこの問題は、今回の改訂 SNA でも詳細な議論は行われていない<sup>9)</sup>。(6) は、人口の社会的経済的属性に注目して、人口統計の体系化を勘定行列を用いて試みるものである<sup>10)</sup>。具体的には、ある 1 勘定期間における、当該国への流入人口と、流出人口は等しいという会計的恒等関係を基礎にして、人口の社会的経済的属性に焦点を当てて年次別に人口勘定もしくは人口統計行列が作成される。68SNA は、国民経済計算統計と人口勘定行列に関する共通の社会的経済的属性を基礎にこの 2 つの体系の統合化を目指したものであるが、この課題は、改訂 SNA では実現されていない。

(7) は、68SNA 出版の段階ではほとんど進展していなかった領域であるが、改訂 SNA では、主として第 14 章のサテライト勘定として具体化されている。68SNA の体系では、例えば、Table 2.1 の活動勘定の行、列は、ある商品または非商品を生産するための投入構造を示すもので、それ以上の情報を提供してくれるものでは

ないが、サテライト勘定は、活動部門を社会的関連分野を中心に機能別に細かく分類し(例えば、社会保護、教育、医療・保健、環境等)、それらの各分野のサービスについて、生産、受益、費用負担の 3 つの観点から分析を試みようとするものである<sup>11)</sup>。

参考のために、改訂 SNA の目次を以下に掲示する。

#### 改訂 SNA 草案目次

第 1 章序 第 2 章体系の展望 第 3 章制度単位と居住者概念 第 4 章制度部門と下位制度部門 第 5 章生産勘定 第 6 章最終支出 第 7 章産業別生産勘定と産業関連表 第 8 章租税およびその他の移転 第 9 章要素所得と財産所得 第 10 章資本勘定・金融取引勘定 第 11 章貸借対照表と正味資産 第 12 章価格と数量の尺度 第 13 章統合フレームワークの応用 第 14 章サテライト勘定 付論 2 政府財政統計と SNA の関係 付論 5 在庫変動と資産保有利得 付論 6 設備リースおよび建物の賃貸借

#### [3] 改訂 SNA の特徴

この項では、[1]、[2] の項を参考に、68SNA と対比的に改訂 SNA の特徴点と思われるものを列挙する。

① 全般的な特徴としていえることは、改訂 SNA の勘定構造が EC あるいはフランス国民経済計算体系である ESA、SECN に非常に類似していることである。統合経済勘定の表示形式(後出、表 5) は、フランス国民経済計算の表示形式であり、所得分配勘定の勘定構成は、ESA のそれに類似している。したがって改訂 SNA は、EC あるいはフランス国民経済計算から大きな影響を受けていることがうかがえる<sup>12)</sup>。

11) Table 2.1 は、United Nations [6] p. Table 2.1 を指す(以下、2.1 表と呼ぶ)。

9) United Nations [9] 第 13 章統合フレームワークの種々の環境と要求変動の適用の 1 節で簡単な説明が行われている。

10) United Nations [7] 及び武野 [5] 第 9 章参照。また R. Stone によって発表された一連の人口統計勘定に関する論文については、武野 [5] 巻末の参考文献参照。

② 68SNAでは、2重分類、すなわち生産、消費支出、資本形成勘定では、活動別分類が、所得支出、資本調達、ストック勘定では制度部門別分類が採用されていたが、改訂SNAでは、活動分類は生産、所得生成勘定に限られ、その2つの勘定も含めてすべての勘定において制度部門別分類が採用されている。今回の改訂SNAの表示形式の中心形態である表5の統合経済勘定は、制度部門別に各勘定が表示されている。二重分類が廃止されたため、国民所得勘定、産業連関表、資金循環表、国際収支表、国民貸借対照表を1つの体系に組み込むという68SNAの特徴は失われることになった<sup>13)</sup>。つまり活動部門別表示が行われていないために、産業連関表を中枢体系内に包摂する事ができなくなったわけである<sup>14)</sup>。また制度部門分類に関して、68SNAでは対家計民間非営利団体が1つの制度部門として存在していたが、改訂SNAでは、対家計民間非営利団体の相対的重要性を考慮して、主要な制度部門としての地位を奪われ、家計部門に含められている。

③ 改訂SNAも68SNAと同じく、フロー勘定とストック勘定を統合的に表示するという基本的考えは同一である。後出の表1を見ると明らかになるが、68SNAでは再評価勘定は、フロー勘定、ストック勘定いずれにも所属せず、その2つの勘定の調整勘定としてとらえられている。

だが、改訂SNAでは再評価勘定は、資本勘定、金融勘定とならんで蓄積勘定を構成する、他の資産変動勘定の一勘定としてフロー勘定に組み入れられている。この他の資産変動勘定は、改訂SNAで新たに設定された勘定で、この再評価勘定と、他の資産数量変動勘定から構成される。他の資産数量変動勘定は、通常の蓄積取引以外の他要因によって引き起こされる資産の変化を含むもので、地下資源等の発見または枯渇等がその例としてあげられるが、この他の資産数量変動勘定の挿入は、改訂SNAの特徴の1つと考えることができる。

④ 最終章にサテライト勘定についての記述があるが、サテライト勘定の導入は、改訂SNAの特筆すべき点である。サテライト勘定は、主としてフランスで開発された勘定であるが、中枢体系（central framework）を補完する目的で作成される勘定で、主として、社会保護、医療・保健、教育、研究・開発等社会関連分野の情報収集に携わるものである<sup>15)</sup>。

⑤ 今回の改訂SNAも、68SNAと同様、表示形式として勘定、行列、方程式あるいは図式表示等の複数の形式を使用しているが、大きな特徴点は、フランス国民経済計算で採用されている統合経済勘定を中心にフローとストックの関係が示されていることである。この統合経済勘定が、68SNAの行列形式で表示されている2.1表に対応するものとなっており、後に述べるが、行列表示は68SNAと比較すると大きく

12) 改訂SNAを研究する際、ESA、SECNの知識が不可欠のように思われる。フランス国民経済計算については、山下 [10]、[11] 参照。

13) 68SNA2.1表には、5つの体系が組み込まれている。

14) 生産勘定、所得生成勘定に関しては活動別分類が採用されているので、生産勘定、所得生成勘定について、活動別分類と制度部門別分類の2重分類を採用すれば、産業連関表を体系内に取込むことができるかも知れない。なお中枢体系については、次の注15) 参照。

15) フランス国民経済計算体系SECNの中枢体系とは、国民所得勘定、産業連関表、資金循環表、国際収支表、国民貸借対照表の5つの改訂SNAを形成する体系を指すが、具体的にはSECNの統合経済表TEEが相当すると考えられる（山下 [11] 140ページ）。したがってこれに対応して、68SNAの中枢体系は、表2.1で、改訂SNAのそれは、表5の統合経済勘定である。

改訂 SNA の基本的勘定構造

後退した形になっている<sup>16)</sup>。行列での表示形態の後退も68SNAと比較した場合大きな特徴である。

§2 改訂 SNA の基本的勘定

[1] 改訂 SNA と68SNA の基本的勘定の比較

はじめに、改訂 SNA の概略的勘定構造を述べる。表1は、改訂 SNA と68SNA の勘定構造を対比的に書き出したものであるが、この表を用いて、改訂 SNA と68SNA の勘定構造の相違を概略的にみていく。

いずれの勘定体系も、期首と期末のストック勘定の間にフロー勘定が挿入され、期首のストックに当該期間のフロー蓄積分を加えることに

よって、期末ストックが求められる方式が採用されている。フロー勘定は、改訂 SNA では、財貨・サービス勘定、経常勘定、蓄積勘定の3勘定から構成されている。財貨・サービス勘定は、68SNA の商品勘定に相当するものである。68SNA では、商品勘定は、生産勘定のダミー勘定として作成され、生産勘定の一部を構成する勘定であったが、改訂 SNA では、いずれの活動勘定にも所属しない独自の勘定として把握されている。

経常勘定は、生産勘定と所得分配勘定に分割される。68SNA では、生産勘定は、活動別分類が施されていたが、改訂 SNA の中枢体系では制度部門別分類が行われている。所得分配勘定は、68SNA の消費勘定に相当するものである。

表1 改訂 SNA と68SNA の基本的勘定の比較

改訂 SNA の基本的勘定

期 首 資 産			
財 貨 ・ サ ー ビ ス 勘 定			
経 常 勘 定	生 産 勘 定 I		
	所得分配・使途勘定 II	第1次所得分配勘定 II.1	所得生成勘定 II.1.1
			第1次所得稼得勘定 II.1.2
		企業所得勘定 II.1.2.1	
		その他の第1次所得稼得勘定 II.1.2.2	
	第2次所得分配勘定 II.2		
	現物所得分配勘定 II.3		
所得使途勘定 II.4			
蓄 積 勘 定 III	資本勘定 III.1		
	金融勘定 III.2		
	他の資産変動勘定 III.3	他の資産数量変動勘定 III.3.1	
		再評価勘定 III.3.2	中立的再評価勘定 III.3.2.1
			実質保有利得/損失勘定 III.3.2.2
期 末 資 産			

68SNA の基本的勘定

期 首 資 産		
国 内 部 門	生産勘定	商品勘定
		生産活動勘定
	消費勘定	消費支出勘定
		所得・支出勘定
	蓄積勘定	資本形成勘定
		資本調達勘定
海外勘定	経常勘定	
	資本勘定	
再 評 価 勘 定		
期 末 資 産		

16) 改訂 SNA が、主要な表示形式として行列形式ではなく、統合経済勘定（後出、表5）を採用したのは、SNA 改訂理由の②によるものであるかも知れない。

所得分配勘定は、第1次所得分配勘定、第2次所得分配勘定、現物所得分配勘定、所得使途勘定の4つの勘定から構成されている。このように改訂SNAでは、所得分配に関して詳細な記述が与えられている。生産物を消費支出の観点から分類した消費支出勘定に対応する勘定は、改訂SNAの中枢体系には見いだされない。

蓄積勘定は、資本勘定、金融勘定そして他の資産変動勘定から成っているが、最後の他の資産変動勘定は、その他の資産数量変動勘定と再評価勘定に分割される。再評価勘定は、68SNAではフロー勘定と期末資産勘定の間におかれ、フロー勘定とストック勘定間の調整的役割を与えられているが、改訂SNAでは、蓄積勘定の一部として取り扱われている点が特徴的である。またその他の資産数量変動が、新たに導入された点に注意を払わなければならない。資本勘定、金融勘定は68SNAの資本調達勘定に対応するものである。68SNAの資本形成勘定は、活動部門別資本形成の情報を提供するかであるが、資本形成勘定は、改訂SNAの中枢体系には掲載されていない。

68SNAでは、基本的に国内部門と海外部門の区別が行われていたが、今回の改訂SNAでは、国内部門と海外部門と大きく分割しないで、海外部門は、1制度部門として取り扱われている。したがって海外部門は、各活動勘定の中で国内の制度部門と同一の役割を果たすことになる。

## [2] 統合経済勘定と勘定行列

68SNAの表示は、主として勘定と行列形式によって行われている。行列形式では、一貫した数値例を用いて7行7列の1.5表、16行16列の1.6表から最終的には88行88列の2.1表へと

展開される<sup>17)</sup>。T字型勘定は、1.1表において基本的な生産、消費、蓄積、海外の4勘定が提示されているが、このほかに行列形式表示である2.1表の各勘定を説明する補助的手段として随所で用いられている。このように68SNAは、行列とT字型勘定形式を中心に表示されているが、その代表的表示形式は88個の勘定から構成される国民勘定行列である2.1表である。この勘定行列の数値例を基礎に、産業連関分析、数量価格分析がベクトル、行列を用いて行われる。

これに対して、改訂SNAでは、勘定、行列も使用されているが、行列による表示は大きく後退し、第2章の付録に簡単なフローとストックの国民勘定行列が例示されているに過ぎない<sup>18)</sup>。それにかわってTABLE2.4統合経済勘定形式が新たに提示されている<sup>19)</sup>。改訂SNAでは、この統合経済勘定が、68SNAの表2.1に相当する代表的表示形式となっており、この統合経済勘定に記録された数値例とT字型勘定を用いて経済循環の説明が行われる。統合経済勘定は、フランス国民経済計算の統合経済表において以前から採用されている形式で、その勘定構成もフランスの総合経済表と類似した形式をとっている。

表2はこの統合経済勘定を簡単に説明するものである。第1列と第7列には活動勘定が、第2列と第6列にはダミー勘定である財貨・サービス勘定が記録される。第3列と第5列には、

17) United Nations [6] p. 7., p. 9 及び p. 19 参照。

18) United Nations [9] (Chapter II) pp. 127-131 参照。しかしながらこの付録の国民勘定行列における蓄積勘定の行和と列和はバランスしていない。また行列表示は、第2章の付録のほかに、後に出版される報告書の巻末にも、提示されるという指摘が行われているが、行列表示が68SNAと比較して大きく後退したのは事実である。

19) United Nations [9] (Chapter II) pp. 75-80。

表 2 統合経済勘定と勘定行列

勘定	財貨・サービス勘定	制度部門	取引・バランス項目	制度部門	財貨・サービス勘定	勘定
生産勘定	V	U	中間消費	V	U	生産勘定
所得分配勘定		Y	産出高			Y
		T	総付加価値	T	C	蓄積勘定
蓄積勘定		S	移転	S		
		I	消費			
			貯蓄			
			総資本形成		I	

		1	2	3	4
財貨・サービス勘定	1		U	C	I
生産勘定	2	V			
所得分配勘定	3		Y	T	
蓄積勘定	4			S	

制度部門が示され、海外部門も国内部門の他の制度部門と同列に扱われる。中央の第 4 列には、取引項目、バランス項目が提示される。生産勘定の右側には産出高 V が、左側には、中間消費 U とバランス項目である総付加価値 Y が記録される。バランス項目の総付加価値 Y は、次に所得分配勘定の右側に振り替えられ、さらに受取移転 T が記録され、左側には、支払移転 T、消費 C そしてバランス項目である貯蓄 S が記録される。貯蓄 S は、蓄積勘定右側に振り替えられ、左側には総資本形成 I が記録される。財貨・サービス勘定の右側には中間消費 U、消費 C、総資本形成 I が、左側には、産出高 V が示される。財貨・サービス勘定は、ダミー勘定であるのでバランス項目は存在しない。

[3] 改訂 SNA の基本的勘定行列

本項では、改訂 SNA の基本的勘定を展開する際の基礎となる基本的勘定行列が提示される。表 3 は、改訂 SNA の基本的勘定行列を示すもので、表 4 は、比較のために 68SNA の基本的勘定行列が示されている。はじめに記号を定義す

る。

U：中間生産物，V：産出高，X：輸出，M：輸入，Y：総付加価値，C：消費，I：総資本形成，T：経常移転，K：資本移転，E：財貨・サービスの対外バランス， $Y_{12}$ ：国内から海外への要素所得の支払， $Y_{21}$ ：国内の海外からの要素所得の受取， $T_{12}$ ：国内から海外への経常移転の支払， $T_{21}$ ：国内の海外から経常移転の受取，D：固定資本減耗，S：貯蓄， $\Delta F$ ：国内における金融的請求権（負債）の純増， $\Delta F_{12}$ ：国内の海外に対する金融的負債の純増， $\Delta F_{21}$ ：国内の海外に対する金融的請求権の純増， $K_{12}$ ：国内から海外への資本移転の支払， $K_{21}$ ：国内の海外からの資本移転の受取，B：経常対外バランス。

フローに関して、改訂 SNA と 68SNA の基本的勘定行列は、それぞれ表 3、表 4 のように示されるが、主要な相違点は海外勘定が各活動勘定の中に組み入れられている点のみで、基本的活動勘定も生産勘定、所得分配（消費）勘定、蓄積勘定と同一である<sup>20)</sup>。改訂 SNA の基本的表示形態は、TABLE2. 4 統合経済勘定によって

20) 68SNA 勘定行列においては、 $C_{12}$ ：非居住者の国内での消費支出， $C_{21}$ ：居住者の海外での消費支出の記入項目が行われていたが、改訂 SNA にはそれらの記入項目は見いだされない。Anne Harrison [1] p. 347 参照。

表3 改訂SNAの基本的勘定行列

		1	2 3	4	5	6	7
財貨・サービス勘定		1	U X	C		I	
生産勘定	国内部門	2	V				
	海外部門	3	M				
所得分配勘定	国内部門	4	Y	T	$Y_{12}T_{12}$	-D	
	海外部門	5	E	$Y_{21}T_{21}$			
蓄積勘定	国内部門	6		S		$\Delta F K$	$\Delta F_{12}K_{12}$
	海外部門	7			B	$\Delta F_{21}K_{21}$	

表4 68SNAの基本的勘定行列

		1	2	3	4	5	6
国内	生産勘定	1	U	C	I	X	
	生産物活動	2	V				
	消費勘定	3	Y	T	-D	$Y_{12}T_{12}$	
	蓄積勘定	4		S	$\Delta F K$		$\Delta F_{12}K_{12}$
海外	経常勘定	5	M	$Y_{21}T_{21}$			
	資本勘定	6			$\Delta F_{21}K_{21}$	B	

代表的に示されているが、この表示形式では、海外部門は、国内の制度部門と同列に扱われているので、勘定行列においても、海外部門が国内部門の各制度部門と並列に扱われるようになったものと思われる。

## II. 改訂SNAの勘定構造

### §1 財貨・サービス勘定 (goods and services account)

上のセクションで、改訂SNAの基本的表示形態は、TABLE 2.4に示されている統合経済勘定であると述べたが、当セクションでは、このTABLE 2.4を訳出した表5と、このTABLE 2.4に基づき作成した勘定行列表6にそって改訂SNAの勘定構造を個別的に説明する<sup>21)22)</sup>。

財貨・サービス勘定は、表5では使途 (uses) 側C列と、源泉 (resources) 側Q列に示されている。この勘定の特徴は次の点にある。まず第1の特徴はこの勘定は、バランス項目なしに均

衡するダミー勘定であるということである。第2は、この勘定の源泉は、産出高と輸入品で、使途は、中間生産物、最終消費支出 (または現実最終消費)、在庫純増、総固定資本形成及び輸出であるが、財貨・サービス勘定では、源泉は使途側に示され、使途は源泉側に示され他の制度部門勘定と逆になっている点である。また、この財貨・サービス勘定は、68SNAの商品勘定に対応するものと考えられるが、ここでは、商品には産業が、非商品には産業以外の活動部門がそれぞれ対応していた。改訂SNAの中核体系では、商品、非商品の区別はなく一括して生産物あるいは財貨・サービスと呼ばれている。

- 21) 前節では、改訂SNAにおいて行列形式の表示形態は大きく後退していると述べたが、行列形式によるメリットは大きいと思われるので、表5に準拠して表6国民勘定行列を作成した。
- 22) 国民経済を4つの制度部門に分割し、取引項目を細分割することによって、表5のすべての情報を表6に盛り込むことができる。また、フロー勘定とストック勘定を連結した勘定行列を作成することも可能である。





## § 2 経常勘定 (current accounts)

経常勘定は、生産勘定と所得分配勘定から構成される。

### [1] 生産勘定 (production account)

表 5 では、制度部門別の生産勘定が2~9行(使途側)と2~5行(源泉側)に示されている。国民経済の源泉側には産出高7,947, 生産物税606が、使途側には、中間消費3,775, 総付加価値4,778, 固定資本減耗589, 純付加価値4,189が示される。総付加価値4,778は国内総生産: GDPである。源泉側の生産物税606は、賦課される制度部門別毎に示されず、一括して国民経済に記帳される。則ち、表 6 では、国民経済とは別に、生産勘定を構成する仮設部門として生産物税が設定され、産出高7,947とならんで、2行1列に生産物税606が記録される。改訂 SNA では、生産物税の制度部門別発生源が明示されていないので、生産物税は3行2列には記帳されない。2行1列の606は、本来ならば、2行3, 4, 29(または30列), 35, 36列に記帳されるものであるが、生産物税の行く先は表 5 には明示されていないので、まとめて2行1列に記帳される<sup>23)</sup>。したがって、1行3, 4, 29(または30), 35, 36列の記入項目の中には生産物税が含まれている。

海外部門源泉側には、財貨・サービス輸入1,093が、使途側には、輸出1,124と財貨・サービスの対外バランス-31が記録される。

### [2] 所得分配・使途勘定 (distribution and use of income account)

所得分配・使途勘定は、以下に述べる第1次

所得分配勘定、第2次所得分配勘定、現物所得分配勘定の3つの段階に分解され、それぞれの所得集計値が求められ、最後に所得使途勘定で所得の使途が述べられる。この所得使途勘定は、68SNAの所得・支出勘定におおむね相当するが、部門別発生所得勘定は、所得生成勘定に対応し、部門別所得受取・支出勘定は、所得使途勘定に対応すると考えられる。つまり、68SNAにおいては、改訂 SNAの所得生成勘定と所得使途勘定のみが示され、その中間に位置する第1次所得稼得勘定、第2次所得分配勘定と、現物所得分配勘定は明示されていない。この3勘定のうち、第1次所得稼得勘定、第2次所得分配勘定は68SNAにおいても作成可能であるが、最後の現物所得勘定は、改訂 SNAにおいて新たに作成された勘定で、この勘定に改訂 SNAの特色が見いだされる。

#### (1) 第1次所得分配勘定 (primary distribution of income account)

##### 所得生成勘定 (generation of income account)

表 5 の所得生成勘定の国民経済源泉側には、付加価値(あるいは財貨・サービスの対外バランス)の制度部門別発生源が示され、使途側には、所得形態別: 雇用者所得、補助金を控除した生産及び輸入に関する税、営業余剰、混合所得 (mixed income) の制度部門別発生源が示される。海外においても雇用者所得10及び生産物税0が発生している。所得生成勘定のバランス項目は、営業余剰と混合所得である。

混合所得は家計部門のみに関する、68SNAにはみられなかった新たな所得概念である<sup>24)</sup>。

23) 表 6 勘定行列の中で、生産物税を、その行く先別に2行3, 4, 29列(または30列), 35, 36列に記帳を試みるならば、表 5 統合経済勘定の財貨・サービスの列のとなり生産物税の列を設定する必要がある。

24) United Nations [9] p. 36 および Anne Harrison [1] p. 343 参照。

非法人企業は、今回の改訂 SNA でも 68SNA と同じく家計部門に含まれるが、68SNA における非法人企業の営業余剰は、自営業者の労働と収益と、資本に対する収益からなっている。前者は、雇用人所得に対応し、後者は営業余剰に対応するものである。したがってこの非法人企業の営業余剰は、純粋に営業余剰と呼べないものであるが、この両者を分離することは困難であるので、改訂 SNA では、労働と資本双方の収益を含んでいるという意味で、混合所得という呼称が採用されている。改訂 SNA では、68SNA の非法人企業部門の営業余剰の中で、所有者占有住居の営業余剰のみが家計部門の営業

余剰となる。すなわち、混合所得=68SNA 家計部門営業余剰-所有者占有住居営業余剰となる。

表 5 (11) 行の生産及び輸入に関する税(純) (taxes on production and imports (net)) は、生産物税(純) (taxes on product (net)) と、生産と結合された他の税(純) (other taxes linked to production (net)) から構成されている<sup>25)</sup>。生産物税はさらに、国内生産物に関する生産物税と輸入品に関する生産物税に大別される。生産及び輸入に関する税(純) は、68SNA の間接税に相当するものであるが、改訂 SNA では間接税という用語は使用されていない。

ここで表 5 の脚注に注意する<sup>26)</sup>。次の 2 つの

表 7 基本価格表示の勘定行列

		1	2	3	4	5	6	7
財・サービス勘定		1		U+U <sub>t</sub>	X+X <sub>t</sub>	C+C <sub>t</sub>		I+I <sub>t</sub>
生産勘定	生産物税	2	V <sub>t</sub> +M <sub>t</sub>					
	国民経済	3	V					
	海外部門	4	M					
所得分配勘定		5		Y	E		T	-D
生産及び輸入に関する税		6	V <sub>t</sub> +M <sub>t</sub>	t				
蓄積勘定		7				S		

表 8 生産者価格表示の勘定行列

		1	2	3	4	5	6	7
財・サービス勘定		1		U+U <sub>t</sub>	X+X <sub>t</sub>	C+C <sub>t</sub>		I+I <sub>t</sub>
生産勘定	生産物税	2	M <sub>t</sub>					
	国民経済	3	V+V <sub>t</sub>					
	海外部門	4	M					
所得分配勘定		5		Y	E		T	-D
生産及び輸入に関する税		6	M <sub>t</sub>	V <sub>t</sub> +t				
蓄積勘定		7				S		

25) 生産・輸入に関する税、補助金の具体的内容は次のとおりである。United Nations [9] pp.136-137

- 生産及び輸入に関する税
- 生産物税
- 付加価値税 (VAT)
- VAT を除いた輸入税
- 輸入品税
- VAT と関税を除いた輸入税
- 輸出税

- VAT, 輸入税, 輸出税を除いた生産物税
- 生産に連結された他の税
- 補助金
- 生産物補助金
- 輸入補助金
- 輸出補助金
- 他の生産物補助金
- 生産と結合された他の補助金

表 7, 表 8 は, この注の内容を説明するために作成した, 基本価格表示の勘定行列と生産者価格表示の勘定行列である。記号の内容は, 前出の表 3, 表 4 と同じであるので, 税に関する記号のみ説明する。

$U_t$ : 中間生産物に関する生産物税(純),  $X_t$  輸出品に関する生産物税(純):  $C_t$ : 消費財に関する生産物税(純),  $I_t$ : 投資財に関する生産物税(純),  $V_t$ : 国内の産出高に関する生産物税(純),  $M_t$ : 輸入品に関する生産物税(純),  $T$ : 生産及び輸入に関する税(純) ( $V_t + M_t + t$ ),  $t$ : 生産と結合された他の税(純)』

また以下に示す表 9 は, 表 5 の「生産物税(純)と, 「生産及び輸入に関する税」を, (a) 基本価格 (basic prices) と (b) 生産者価格 (producer's prices) 別にまとめて表示したものである<sup>27)</sup>。この表の内容と, さきの表の勘定行列の対応関係を見ると, 「生産物税(純)」の項目は, 表 7 (または 8) 勘定行列の 6 行 2 列に対応し, 「生産及び輸入に関する税(純)」の項目は, 同じく勘定行列 6 行 3 列に対応する。すなわち, 表 5

の脚注で述べられている, 税に関する基本価格表示, 生産者価格表示の具体的内容を行列で示すと表 7, 表 8 のようになる<sup>28)</sup>。

**第 1 次所得稼得勘定 (appropriation of primary income account)**

表 5 の国内部門に関する第 1 次所得稼得勘定源泉側に, 雇用者所得受取 2,573, 補助金を控除した生産及び輸入に関する税受取 596, 営業余剰 450, 混合所得 555 そして財産所得の受取 1,400 が制度部門別に示される。営業余剰及び混合所得は, バランス項目であるので, 発生源である所得生成勘定の使途側と同じ数値がそのまま記される。使途側には, 財産所得の支払 1,416 のみが記録され, バランス項目が第 1 次分配所得 4,747 (純額 4,158) である。すなわち国内部門の第 1 次分配所得は次のように定義される。第 1 次分配所得 = 雇用者所得の受取 + 補助金を控除した生産及び輸入に関する税 + 営業余剰 + 混合所得 + 財産所得の受取 - 財産所得の支払。表 6 では, 第 1 次所得稼得勘定は, 14~17 行, 列に示される。

表 9 基本価格表示と生産者価格表示

	生産物税(純) 表 5(6)行 表 7, 表 8 勘定行列 2 行 1 列	生産及び輸入に関する税: 表 5(1)行 表 7, 表 8 勘定行列 6 行 3 列
基本価格	生産物についてのすべての 税(純): $V_t + M_t$	生産に結合した他の税: $t$
生産者価格	輸入品に関する税(純): $M_t$	輸入品に関する税(純)を除く 生産及び輸入に関する税 (純): $V_t + t$

26) ここでは, 付加価値税 VAT を含まない (a) 基本価格 (b) 生産者価格 (付加価値税を含まない) 2 つのケースのみを検討する。

27) 表 5 の脚注 (2) では, 「生産物税(純)」とあるが, ここではそれを「生産及び輸入に関する税(純)」におきかえた。

28) 68SNA で定義されていた保護輸入関税 (表 7 あるいは表 8 の勘定行列では 6 行 1 列に記録されている) は改訂 SNA では示されていない。

企業所得勘定と他の第1次所得稼得勘定  
 第1次所得分配勘定は、表5の統合経済勘定には明示されていないが、さらに企業所得勘定(entrepreneurial income account)と、他の第1次所得稼得勘定(appropriation of other primary income account)に分割される。この企業所得勘定は、企業会計で使用される経常利益概念に近似した概念を得るために作成される勘定である。表10は、第1次所得稼得勘定、企業所得勘定、他の第1次所得稼得勘定を国内部門の非金融・金融法人企業と家計部門に関して示したものである。法人企業の企業所得勘定源泉側には、営業余剰、財産所得受取が、使途側には、法人企業の分配所得を除いた財産所得支払と、バランス項目である企業所得が示される<sup>29)</sup>。つまり、企業所得は、法人の所有者に所得を分配したり、経常税を支払ったり、貯蓄を保持するために必要な余剰である。法人企業の他の第1次所得稼得勘定の源泉側には、企業所得

が、使途側には、法人企業分配所得と、バランス項目の第1次所得が記帳される。

非法人企業を含む家計部門にとっても、企業所得を求めることは有益である。家計部門の企業所得勘定源泉側には、営業余剰・混合所得が、使途側には、(生産活動に関連した)財産所得の支払とバランス項目の企業所得が記録される。家計部門の他の第1次所得稼得勘定の源泉側には、企業所得、雇用人所得及び(生産活動に関連しない)財産所得受取が、使途側には、(生産活動に関連しない)財産所得支払とバランス項目の第1次所得が記帳される。このように非法人企業を含む家計部門の企業所得を求める場合、支払財産所得については、生産活動に関連したものと、しないものの区別が行われているが、受取財産所得については、すべて生産活動に関連しないものと仮定されている<sup>30)</sup>。

(2) 第2次所得分配勘定 (secondary distribution of income account)

第2次所得分配勘定は、現金取引を通じて所得の再分配を行うことによって、可処分所得(disposable income)を求める勘定である。表5の国民経済源泉側には、第1次所得稼得勘定のバランス項目である第1次総所得4,747(4,158純)、所得、富に関する経常税の受取429、他の経常移転受取2,486(社会分担金、現金社会給付、種々の経常移転)が、使途側には、所得、富に関する経常税の支払、他の経常

表10 企業所得勘定

	法人企業		家計	
	財産所得支払 第1次所得	営業余剰 財産所得受取	財産所得 第1次所得	営業余剰・ 混合所得 財産所得 雇用人所得
第1次所得稼得勘定 II.1.2				
企業所得勘定 II.1.2.1	財産所得 利子 保険証券 所有者に 帰属する 財産所得 地代 企業所得	営業余剰 財産所得 (市場活動)	財産所得 (市場活動) 企業所得	営業余剰・ 混合所得
企業所得以外の第1次所得稼得勘定 II.1.2.2	財産所得 法人企業 分配所得 第1次所得	企業所得	財産所得 (非市場活動) 第1次所得	企業所得 雇用人所得 財産所得 (非市場活動)

29) 財産所得の具体的内容は、利子、法人企業分配所得、保険証券所有者に対する帰属財産所得、地代及び特許料から成る。United Nations[9](Chapter II) p.137 参照。

30) 68SNAにおいても、企業所得が定義されているが、その定義の仕方は、同一で、法人企業に関しては、企業所得=営業余剰+受取財産所得-支払財産所得(配当を除く)、非法人企業を含む家計に関しては、企業所得=営業余剰-生産活動に関連した支払財産所得。なお政府部門に関しては企業所得勘定は設定されていない。United Nations [6] p.125参照。

移転支払2,486(社会分担金,現金社会給付,種々の経常移転)及びバランス項目の総可処分所得4,748(4,159純)が示される。表6の勘定行列では,第2次所得分配勘定は,18から22行,列に示される。

### (3) 現物所得再分配勘定 (redistribution of income in kind account)

この現物所得再分配勘定は,政府部門と家計部門(対家計民間非営利団体)に関連する勘定である。政府部門は,源泉側に可処分所得,使途側に現物社会移転とバランス項目の調整済み可処分所得(adjusted disposable income)を含む。家計部門は,源泉側に可処分所得,現物社会移転受取を,使途側に現物社会移転支払(対家計民間非営利団体)とバランス項目の調整済み可処分所得を含む。

### (4) 所得使途勘定 (use of income account)

所得使途勘定は,可処分所得使途勘定(use of disposable income account)と,調整済み可処分所得使途勘定(use of adjusted disposable income account)に分割される。前者は5つの制度部門に関連する勘定であるが,後者は,一般政府と家計部門のみに関連する勘定である。

国民経済可処分所得使途勘定は,源泉側に総

可処分所得4,748(4,159純)が,使途側に最終消費支出3,858(final consumption expenditure)とバランス項目の総貯蓄890(301純)が示される。これに対して調整済み可処分所得使途勘定では,源泉側に調整済み可処分所得が,使途側に現実最終消費(actual final consumption)と,バランス項目の貯蓄が表示される。なお,国民経済調整済み可処分所得勘定の数値は,国民経済可処分所得勘定の数値と同一である。

表11は,一般政府と家計部門に関して現物所得再分配勘定,可処分所得使途勘定,調整済み可処分所得使途勘定を勘定形式で具体的に示したものである。家計部門現物所得再分配勘定の現物社会移転受取は,給付を受ける家計が全く費用を負担しない現物社会給付,家計が最初に支出を行い,後に払い戻しを受ける給付,そして教育のような現物社会給付に含まれない個別化された非市場サービスを意味するものである<sup>31)</sup>。家計部門は,一般政府または民間非営利団体より現物社会移転の提供を受けて,現金支払で示される可処分所得よりも大きい調整済み可処分所得を得ることになり,逆に一般政府は,可処分所得よりも小さな調整済み可処分所得をもつ。このように現物所得の再分配を通じて,一般政府と家計部門は,2つの可処分所得と調整済み可処分所得の所得概念をもつわけである

表11 所得使途勘定

	一般政府		家計	
現物所得の再分配勘定 II.3	現物社会移転受取 711 調整済み可処分所得 388	可処分所得 1099	調整済み可処分所得 3727	可処分所得 3016 現物社会移転受取 711
可処分所得使途勘定 II.4.1	最終消費支出 1156 貯蓄 -57	可処分所得 1099	最終消費支出 2702 貯蓄 314	可処分所得 3016
調整済み可処分所得使途勘定 II.4.2	現実最終消費 445 貯蓄 -57	調整済み可処分所得 388	現実最終消費 3413 貯蓄 314	調整済み可処分所得 3727

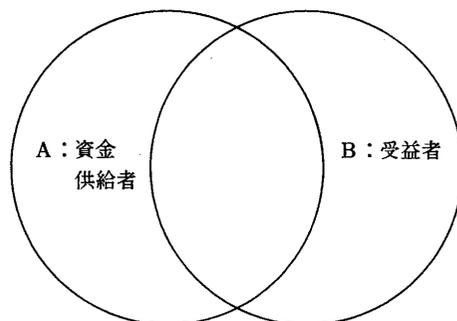
が、この2つの所得概念に基づいて消費活動が行われる。

最終消費支出と現実最終消費は、68SNAでは区別が行われていなかった新しい概念である。この2つの用語を説明するために、図のようなA：財貨・サービスに対する資金供給者の集合と、B：財貨・サービスの受益者の集合を考えると、次の3つの集合に区分することができる<sup>31)</sup>。A-B：資金提供者であるが受益者ではない集合、B-A：受益者ではあるが、資金供給者ではない集合、 $A \cap B$ ：資金供給者でありかつ受益者である集合。健康保険あるいは国民健康保険等の組合に加入していると、病気にかかった場合、無料もしくは名目的な料金で医療サービスを受けることができるが、その場合、集合A-Bの例としては、医療サービスの代価を支払う、つまり資金供給者である社会保障基金の所属する一般政府が含まれ、集合B-Aの例としては、無料もしくは名目的価格で医療サービスを受取る家計が含まれることになる。集合 $A \cap B$ の例は、資金供給者と受益者が一致する例でなじみのものである。最終消費支出概念は、最終的資金供給者によって支出額が求められるもので、現実最終消費概念は、受益者の別により消費額を求めるものである。すなわち、最終消費支出概念は、集合Aのなかで資金供給主体別に支出額が計算され、現実最終消費概念では、集合Bのなかで、受益者主体別に消費額が求められる。しかしながら、いずれの概念で消費額が求められようと、一国の経済全体の消費の大

きさは同じである。ただ、制度部門別では最終消費支出と現実最終消費の大きさは異なってくる。

表11からわかるように、最終消費支出は、可

図 資金供給者と受益者



処分所得に、現実最終消費は調整済み可処分所得にそれぞれ対応する概念である。68SNAでは、最終消費支出概念に基づき、消費額が求められており、従来の消費勘定は、可処分所得使途勘定に対応するものである。したがって、現物所得再分配勘定は、図の集合A-Bに相当する部分である現物社会移転711を、一般政府から家計に移転するものである。調整済み可処分所得勘定では、一般政府と家計の現実最終消費はそれぞれ、711減、増しているの、両制度部門の貯蓄は、可処分所得勘定における一般政府、家計の貯蓄と同一である。現物所得再分配勘定、可処分所得使途勘定、調整済み可処分所得使途勘定は、表6の勘定行列では、23から32行、列に示されている<sup>32)</sup>。

上述した2つの消費概念のほかに、表5の統合経済勘定では明示されていないが、改訂SNAでは、現実最終消費に関してさらに個別的消費 (individual consumption) と、集合的消費 (collective consumption) という新たな概念が考案されており、その定義は次のように与えられる。「個別的消費は、個別家計の排他的

31) United Nations [9] (Chapter II) p. 41 参照。また現物社会移転の内容は、現物社会給付 (払い戻し社会保障給付、現物社会保障給付、現物社会扶助給付)、(現物社会給付に含まれない) 個別化された非市場サービスから成る。United Nations [9] (Chapter II) p. 137。

32) 集合Aと集合Bの大きさは同じである。

使用のためにその家計によって取得される財貨・サービスで、集合的消費サービスは、共同体全体あるいは共同体の特定部門に提供され、共同体あるいは共同体の特定部門の全構成員によって、同時に取得され、使用されると考えられるサービスである<sup>34)</sup>。表12は、個別的消費と集合的消費の関係を示すものであるが、表の1番上の行は、最終消費支出に関する制度部門別表示を、左端の列は、個別的消費と集合的消費の別を示すものである。1, 2, 3は最終消費支出を用いた表示方法で、I, 2.2, 3.2はそれぞれ、家計、対家計民間非営利団体、一般政府による現実最終消費である。2.1と3.1の合計分が、一般政府から家計に現物社会給付の形で支払われている<sup>35)</sup>。

最後に海外部門の所得分配勘定について述べ

る。表5の統合経済勘定では、海外部門は、所得分配勘定全般に及んでおり、バランス項目が(39)行の経常対外バランスで示されている。したがって表6の勘定行列においても、海外部門は、可処分所得(調整済み可処分所得)使途勘定に一括して表示した。源泉側には、財貨・サービスの対外バランス-31, 海外への雇用者所得支払20, 海外への生産及び輸入に関する税(純)支払-5, 海外への財産所得支払207, 海外への経常移転支払85が、使途側には、海外からの雇用者所得受取10, 海外からの財産所得受取191, 海外からの経常税受取1, 海外からの経常移転受取85及びバランス項目である経常対外バランス-1が示される。経常対外バランスは、海外部門の貯蓄に相当する項目で、この例ではマイナスの貯蓄をもっている。

参 考 文 献

表12 個別的消費と集合的消費

支 出	財貨・サービスの消費支出			計
	家計	対家計民間 非営利団体	一般政府	
現実財・サービス消費	1	2. 1	3. 1	I
集合的消費	-	2. 2	3. 2	II
計	1	2	3	

United Nations [9] (Chapter VI), p.6より引用。

[1] Anne Harrison, "Major Changes Proposed for the Next SNA: An Overview," *The Review of Income and Wealth*, Series 36, No. 4, 1990.  
 [2] 倉林義正『SNAの成立と発展』岩波書店, 1989年。  
 [3] Petre, J., *The Treatment in the National Accounts of Goods and Services for Individual Consumption Produced, Distributed or Paid for by Government (Studies of national accounts No. 1)*, Statistical Office of the European Communities, 1983.  
 [4] Ruggles, R., *The System of National Accounts; Review of Major Issues and Proposals for Future Work and Short-term Changes (ESA/STAT/AC. 15/2)* April 1982. 遠藤昌雄「新 SNA 体系の新しい動き—OECD 国民経済計算専門家会議資料 I, II」『季刊国民経済計算』No. 62, 大蔵省印刷局 1984, No. 64, 大蔵省印刷局1984。  
 [5] 武野秀樹『国民経済計算』有斐閣, 1983。  
 [6] United Nations, *A System of National*

33) 表6 現物所得再分配勘定, 所得使途勘定の国内部門に関しては, 最終消費支出と現実最終消費の関係を明示するために部門分割が行われている。表6の23行, 列の国内部門は, 現物所得再分配勘定に関する一般政府部門と家計部門のみが示されている。27~32行, 列では, 煩雑になったが, 一般政府と家計部門の可処分所得使途勘定と, 調整済み可処分所得使途勘定がまとめて表示されている。一般政府を例にとると, 可処分所得使途勘定の源泉には, 可処分所得1,099, 固定資本減耗83が, 使途側には, 最終消費支出1,156, 貯蓄-57, 固定資本減耗83が示される。調整済み可処分所得使途勘定の源泉側には, 括弧でくくられて, 調整済み可処分所得388, 固定資本減耗83, 使途側には, 現実最終消費445, 貯蓄-57, 固定資本減耗83が示される。

34) United Nations [9] (Chapter VI) p.3より引用。

35) 個別的消費, 集合的消費についての説明に関しては, United Nations [9] (Chapter VI)及び Petre [3] 参照。

- Accounts, Studies in Methods, Series F No. 2 Rev. 3, United Nations, 1968.* (経済企画庁経済研究所国民所得部訳『新国民経済計算の体系(国際連合の新しい基準)』経済企画庁経済研究所, 1974。
- [7] ———, *Towards a System of Social and Demographic Statistics, Studies in Methods, Series F No. 18, United Nations, 1975.*
- [8] ———, *Progress Report on the Review of Systems of National Accounts (SNA), E/CN, 3/1985/5, 1984* (邦訳「SNAの見直しに関する進捗報告—第23回国連統計委員会事務総長提出報告—」『季刊国民経済計算』No. 68, 大蔵省印刷局, 1986年)。
- [9] ———, *Revised Systems of National Accounts: Preliminary Draft Chapters, Provisional, Future ST/ESA/STAT/SER. F/2/Rev. 4, United Nations, Feb. 1990.*
- [10] 山下正毅「フランスの国民経済計算体系 SECN」『横浜経営研究』第1巻第3号, 1981。
- [11] ——— 「フランス国民経済計算 SECN について」『季刊国民経済計算』No. 75, 大蔵省印刷局, 1987年。

(鹿児島大学法文学部助教授)